日液協元第４２号
令和元年１２月２４日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

デジタル手続法改正に係る液石法施行令の改正について（お知らせ）

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和元年１２月１３日付けで公布され、令和元年１２月１６日付けで施行されましたのでお知らせいたします。

なお、令和元年６月２０日付け日液協元第２２号において、デジタル手続法に係る液石法改正についてお知らせしておりましたが、この度、政令が施行されたことから、「液石法第１４条（書面の交付）及び第２８条（保安業務の委託）」についても施行されたことになりました。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

改正の概要

〇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令

１４条の書面交付、２８条の委託契約書交付において情報通信技術等を使用する場合の相手方から承諾を得る方法等

添付の書類

〇別添（液石法施行令　新旧対照表）
〇参考（液石法　６月２０日送付の資料抜粋）

経産省ホームページ掲載アドレス

〇改正について掲載されているホームページ（経産省ホームページ内）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/hourei/19fy.html

以　上

（発信手段：Ｅメール）
（担当者：飯田・北邨・橋本）

別添

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等） 第五条　液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項の経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 2　前項の承諾を得た液化石油ガス販売事業者は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。 3　前二項の規定は、法第二十八条第二項の規定による同項に規定する事項を提供する場合について準用する。	第五条　削除

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令（昭和四十三年政令第十五号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第八十六条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第八十六条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。
略	略

参考

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔法律〕
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（一六）　六
○戸籍法の一部を改正する法律（一七）　三〇
○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（一八）　三九
○食品ロスの削減の推進に関する法律（一九）　四五

〔政令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一五）　四七
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一六）　五四
○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（一七）　五四

〔府令〕
○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　六一
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（同七）　六九
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（同八）　九一

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務一）　一〇八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（同二）　一〇八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（同三）　一〇九

〔省令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇）　一一〇
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（同一一）　一一三
○最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令（同一二）　一一三
○公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令（同一三）　一一四
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　一一三
○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七）　一一五
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業一）　一一六
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六）　一一九
○農業保険法施行規則等の一部を改正する省令（同七）　一一七
○独立行政法人日本貿易振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（経済産業六）　一一七
○独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同七）　一一八
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同八）　一一六
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同九）　一一六
○独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一〇）　一一六
○国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一一）　一一六
○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一二）　一一六

〔規則〕
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委二）　一一七

〔告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十二年分・平成二十年分～平成二十一年分・平成二十七年分～平成二十九年分）を公表する件（総務四七）　一一七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分・平成二十六年分・平成三十年分）を公表する件（同四八）　一一八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

した電子情報処理組織をいう。）を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（母子保健法の一部改正）

第七条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（健康診査に関する情報の提供の求め）

第十九条の二　市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児であつて、かつて当該市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）に居住していた者又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第二十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査に関する情報の提供を求めることができる。

2　市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第八条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3　液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付（再交付を含む。以下この項において同じ。）に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

第二十八条に次の一項を加える。

2　前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定（同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（第十号に掲げる部分を除く。）、同法別表第三の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同法別表第四の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）及び同法別表第五の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分（第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第十八条の改正規定、同法第三十七条第三項の改正規定（同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分（第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第五十六条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定（「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。）及び同条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条から附則第六条まで において「番号利用法」という。）別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第九条まで、第六十八条及び第八十条の規定　公布の日

二　第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（「第十五条」を「第十五条の四」に、「第二十条」を「第二十一条の三」に、「第二十一条」を「第二十一条の四」に改める部分に限る。）、同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第一項及び第五項、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十一条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定（第二十一条の三第五項の表第十二条の第五項の項、第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項に係る部分を除く。）並びに同法第二十四条、第三十条の五十一、第三十六条の二第一項、第三十七条第一項、第四十三条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六条第二項の改正規定及び同法第七十九条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七条、第五十八条、第六十一条並びに第六十三条（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項の改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

三　第五条の規定　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の施行の日

四　附則第三十九条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十五条の二第四項第二号の改正規定に限る。）の規定　平成三十二年一月一日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

五　附則第三十条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十五第十五項及び第十六項並びに第七十二条の二十六第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九条の五の改正規定に限る。）、第四十四条、第五十条及び第七十一条の規定　平成三十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日

六　第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定（第一号に掲げる部分を除く。）、同法第十九条の改正規定、同法第三十七条第三項の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同法第三十八条の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条、第四十四条第一項、第四十五条、第五十一条（見出しを含む。）、第五十三条（見出しを含む。）及び第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六条第一項の改正規定（同項に一号を加える部分に限る。）並びに同法第七十四条及び第七十八条第一項の改正規定並びに第四条中番号利用法第七条及び第十六条の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。）並びに番号利用法第五十五条及び附則第三条の改正規定並びに附則第六条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

七　第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定　平成三十三年一月一日

八　第六条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

九　第二条中住民基本台帳法第十七条の改正規定（同条に三号を加える部分（第五号及び第六号に係る部分に限る。）に限る。）、同法第二十条第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三条を加える改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）並びに附則第四条第四項及び第八項の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十　第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第十八条及び第十九条第四項の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第二十六条から第三十条までの改正

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案　新旧対照条文

（新旧対象条文一覧）

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）・・・

経済産業省関係

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（書面の交付） 第十四条　液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。 一　液化石油ガスの種類 二　液化石油ガスの引渡しの方法 三　供給設備及び消費設備の管理の方法 四　第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法 五　当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称 六　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項 ２　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。	（書面の交付） 第十四条　液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。 一　液化石油ガスの種類 二　液化石油ガスの引渡しの方法 三　供給設備及び消費設備の管理の方法 四　第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法 五　当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称 六　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項 ２　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

3　液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付（再交付を含む。以下この項において同じ。）に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

（保安業務の委託）

第二十八条　液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一　委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法

三　前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

（新設）

（保安業務の委託）

第二十八条　液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一　委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法

三　前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（新設）